

死キ宿世ヤ有ケム、何事ゾト云テ、遣戸ヨリ顔ヲ差出タレバ、陰陽師、其音ヲ聞キ、顔ヲ見テ、可死態ヲ可爲キ限リ詛ヒツ、此具シテ會ハムト云フ人ハ、極キ大事云ハムト云ツレドモ、可云キ事モ不_レ思エリケレバ、只今田舎ヘ態其由申サムト思テ申シツル也、然バ入給ヒネト云ケレバ、茂助大事ニモ非リケル事ニ依テ、物忌ニ此ク人ヲ呼ビ出テ、物モ不_レ思エ主カナト云テ入ニケリ、其夜ヨリ頭痛ク成テ、惱ミテ三日ト云ニ死ニケリ、是ヲ思フニ、物忌ニハ音ヲ高クシテ、人ニ不可_レ令聞カ、亦外ヨリ來ラム人ニハ、努々不可_レ會、此ノ様ノ態爲ル人ノ爲ニハ、其ニ付テ詛フ事ナレバ、極テ怖キ也、宿報トハ云乍ラ、吉ク可_レ慎シトナム語リ傳ヘタルトヤ、

〔爲房卿記〕應德二年十月十四日乙亥、祿命易筮之物忌、旁依相遇、今日閉蓬戶、籠居、入夜參殿、依指召也、有生降事

〔中右記〕永長二年、承德元年四月廿六日己酉、午時許參内、今日有行幸感神院、御物忌乙日也、但兼日有御卜吉祥之由所卜申也

是前一條院春日行幸御物忌、近則去三月春日行幸還御八卦御物忌也、復推所告、依無事皆被遂也、

〔台記〕保延二年十月三十日甲子、今日又大殿○藤原忠實灸治也、予雖堅固物忌、參也、大殿被仰曰、物忌條

如何、予答曰、去二十八日、雖被催陣定、依御灸治不參、而今日私物忌日、不參御灸治ハ、輕公事テ重私

事、尤有恐事也、雖物忌爲父破、居家去忌ニハマサリナム、大殿被仰曰、此事有其理、雖然小彊御灸治

了、參宮、次退出、

〔宇治拾遺物語〕五これもむかし、大膳亮大夫橋以長といふ藏人の五位ありけり、宇治左大臣殿藤原

長原頼より召ありけるに、今明日は、かたき物忌をつかまつる事候と申たりければ、こはいかに世

にあるもの、物忌といふことやはある、たしかにまいられよとめしきびしかりければ、恐なが

らまいりにけり、さるほどに、十日ばかりありて、左大臣殿に、よにまらぬかたき物忌いできにけ

り、御かどのはさまにかいたてなどして、仁王講おこなはる、僧も、高陽院のかたの土戸より、章